

# 「多様な働き方等実践企業」認証制度実施要領

## 1 目的

この要領は、仕事と家庭両立支援促進事業の一環として実施する、「多様な働き方等実践企業」認証制度について必要な事項を定める。

## 2 制度の趣旨

仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や雇用の安定を進めるため、多様な働き方等の制度を導入し、実践的な取組を行っている企業を県が「多様な働き方等実践企業」として認証する。

認証企業に認証マークの使用等のインセンティブを与えることにより、企業のイメージアップや優秀な人材の確保・定着などにつなげるとともに、県ホームページ等で広く発信することにより、県内全体での普及促進を図る。

## 3 制度の愛称

実施に当たっては、わかりやすく親しみやすい愛称を付けて普及を進めることとし、愛称を「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証とする。

愛称は、制度の周知、認証手続き等対外的な場面で幅広く使用する。

## 4 認証マーク

2に規定する認証マークは別途定め、愛称と併せて広く活用する。

## 5 認証要件

### (1) 対象

長野県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主（以下「企業等」という。）を対象とする。なお、事業所が複数ある企業等については、県内に本社がある場合は本社において、県外に本社がある場合は県内の主たる事業所において一括申請するものとし、事業所単位での申請は認めない。

### (2) 認証基準

次表の要件を満たすこと。

(要件1) A及びBの要件をいずれも満たすこと

A：社員の子育て応援宣言

「社員の子育て応援宣言」の登録企業であること。

B：雇用制度の整備

就業規則が整備され、従業員に周知されていること。

育児・介護休業に関する制度が整備され、従業員に周知されていること。

賃金体系、昇格基準、研修体系が整備され、従業員に周知されていること。

(要件2) C～Eの要件について、該当項目の合計が5点以上となること ※制度導入は2年以上前でも可

C：多様な働き方の導入・実践（6点、各2点）

（直近過去2年間に多様な働き方制度を実践し実績があること）

（2点）：多様な働き方制度を適用し正社員を雇用したこと。

（2点）：多様な働き方制度を適用し非正規社員から正社員へ転換を行ったこと。

（2点）：正社員が多様な働き方制度を利用し雇用が継続されたこと。

〔 多様な働き方制度の例：短時間正社員制度、テレワーク・在宅勤務制度  
フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上・繰下 等 〕

D：非正規社員の処遇改善（1点）

- （1点）：正社員のみが対象であった制度を非正規社員にも適用を拡大したことにより直近過去2年間に非正規社員の処遇改善が実際に行われたこと。

〔 処遇改善の例：年休の時間単位取得、特別休暇の付与  
賞与・退職金の支給、健康診断・託児所の利用 等 〕

E：職場環境改善（1点）

- （1点）：労働時間、休暇、福利厚生制度などについて独自の制度を導入し直近過去2年間に利用者がいたこと。

〔 職場環境改善の例：ノー残業デーの実施、年休の時間単位取得  
子育て手当の創設又は増額  
特別休暇の付与（学校行事参加、リフレッシュ） 等 〕

## 6 認証の申請

- (1) 認証を希望する企業等は「認証申請書」（様式第1号）及び「実践状況書」（様式第2号）を県に提出する。
- (2) 県は認証申請書及び実践状況書を審査し、5の認証要件に合致していると認められた場合は認証する。ただし、10に規定する「認証の取消等」の事由に該当する場合は認証しない。
- (3) 県は認証した企業等（以下「認証企業」という）に対し認証登録証を交付する。
- (4) 県は認証企業に対し認証マークを交付する。認証企業は当該マークを自社のホームページや封筒などで任意に使用することができる。
- (5) 認証の有効期間は2年間とする。

## 7 登録事項の変更

認証企業は、企業名、所在地、連絡先に変更が生じた場合は、任意様式により県に変更内容を提出しなければならない。

## 8 認証の更新

認証企業は認証を更新することができる。更新の手続きは6の規定による。

## 9 認証登録証の再交付

証書の再交付を希望する場合は、破損等の理由を付して、任意様式により県に提出することとする。

## 10 認証の取消等

県は次の事由が判明した場合に認証を取り消すものとする。

- ア 暴力団員が代表者又は役員である場合
- イ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると判断される場合
- ウ 県の他の事業において、ア又はイの理由により入札指名停止、認定取消、登録取消等の措置があった場合
- エ 企業等としての活動実態が無いと判断される場合
- オ その他、県が適当ではないと判断した場合

11 その他

- (1) この要領に関する事務は、産業労働部労働雇用課において所掌する。
- (2) 6から10の手続きについては、申請者の所在地を所管する県労政事務所を経由するものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月23日から施行する。